

小牧市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市規則第 3 3 号

## 小牧市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

小牧市児童福祉法施行細則（昭和 6 2 年小牧市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項中「障害児通所給付費・障害児相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書兼障害児相談支援依頼届出書（様式第 1）を」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条第 2 項中「障害児通所給付費・障害児相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書兼障害児相談支援依頼届出書を」を削り、「提出し」を「申請し」に改める。

第 1 条の 3 第 1 項中「の障害児通所給付費」を削り、「支給」の次に「の要否」を加え、「障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第 2）により」を「その結果を」に改め、同条第 2 項を削る。

第 1 条の 4 第 1 項中「特例障害児通所給付費支給申請書（様式第 4）を」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条第 2 項中「の特例障害児通所給付費」を削り、「特例障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書（様式第 5）により」を「その結果を」に改める。

第 1 条の 5 を削る。

第 1 条の 6 中「申請内容変更届（様式第 7）を」を削り、「提出し」を「届け出」に改め、同条を第 1 条の 5 とする。

第 1 条の 7 中「通所受給者証再交付申請書（様式第 8）を」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条を第 1 条の 6 とする。

第 1 条の 8 第 1 項中「障害児通所給付費・障害児相談支援給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書兼障害児相談支援依頼変更届出書（様式第 9）を」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条第 2 項中「障害児通所給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更通知書（様式第 1 0）により」を「変更の内容を」に改め、同条を第 1 条の 7 とする。

第 1 条の 9 中「支給決定取消通知書（様式第 1 1）により」を「その旨を」に改め、同条を第 1 条の 8 とし、第 1 条の 1 0 を第 1 条の 9 とし、第 1 条の 1 1 を第 1 条の 1 0 とする。

第 1 条の 1 2 第 1 項中「高額障害児通所給付費支給申請書（様式第 1 2）

を」を削り、「提出し」を「申請し」に改め、同条第2項中「高額障害児通所給付費支給申請書の」を削り、「高額障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書（様式第13）により」を「その結果を」に改め、同条を第1条の11とする。

第1条の13中「障害児通所支援契約内容報告書（様式第14）」を「障害児通所支援に係る契約の内容」に、「提出し」を「報告し」に改め、同条を第1条の12とし、第1条の14を第1条の13とする。

第2条第1項中「障害福祉サービス等委託依頼書（様式第15）を送付し」を「依頼し」に、「障害福祉サービス等決定通知書（様式第16）を送付し」を「その旨を通知し」に改め、同条第2項中「障害福祉サービス等変更決定通知書（様式第17）を当該保護者に送付し、当該事業所の長に障害福祉サービス等変更決定通知書（様式第18）を送付し」を「変更の内容を当該保護者及び当該事業所の長に通知し」に改める。

第3条第1項中「様式第19」を「様式第1」に、「様式第20」を「様式第2」に改め、同条第3項中「様式第21」を「様式第3」に、「様式第22」を「様式第4」に改め、同条第4項中「様式第23」を「様式第5」に、「様式第24」を「様式第6」に改め、同条第5項中「様式第25」を「様式第7」に、「様式第26」を「様式第8」に改める。

第3条の2中「障害児支援利用計画案提出依頼書（様式第27）により」を削り、「通知する」を「依頼する」に改める。

第3条の3中「障害児通所給付費・障害児相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書兼障害児相談支援依頼届出書を」を削り、「提出し」を「申請し」に改める。

第3条の4中「障害児相談支援給付費支給（却下）通知書（様式第30）により」を「その結果を」に改める。

第3条の5中「障害児通所給付費・障害児相談支援給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書兼障害児相談支援依頼変更届出書を提出し」を「福祉事務所に届け出」に改める。

第3条の6中「モニタリング期間変更通知書（様式第31）により」を「変更の内容を」に改める。

第3条の7中「障害児相談支援給付費支給取消通知書（様式第32）により」を「その旨を」に改める。

第4条第1項中「様式第33」を「様式第9」に改め、同条第2項中「様

式第 3 4」を「様式第 1 0」に改め、同条第 3 項中「様式第 3 5」を「様式第 1 1」に改める。

第 6 条第 2 項中「様式第 3 6」を「様式第 1 2」に改める。

第 7 条第 2 項中「様式第 3 7」を「様式第 1 3」に改める。

本則に次の 1 条を加える。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

別表第 1 中「第 1 条の 1 1」を「第 1 条の 1 0」に改める。

様式第 1 から様式第 1 8 までを削り、様式第 1 9 を様式第 1 とし、様式第 2 0 から様式第 2 6 までを 1 8 様式ずつ繰り上げる。

様式第 2 7 から様式第 3 2 までを削り、様式第 3 3 を様式第 9 とし、様式第 3 4 から様式第 3 7 までを 2 4 様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。